

# 国立大学法人静岡大学の中期計画

【平成28年 3月31日 文部科学大臣認可】

【平成29年 3月29日 文部科学大臣変更認可】

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

##### <学士課程>

- ① 異分野にも目を向けることのできる幅広い視野と豊かな人間性の育成を目指し教養教育を充実させるため、平成25年度新カリキュラム導入の学修成果を検証し、アジアブリッジプログラム（ABP）や学部横断教育プログラム「地域創造学環」の中核となるアクティブ・ラーニング科目、フィールドワーク科目等の充実と合わせて、全学教育科目の科目メニューの多様化を行う。【1】
- ② 学生の国際交流の機会を拡大し教育のグローバル化に対応した教育環境づくりを促進するため、ABPの推進を通して外国語教育、英語による授業等の充実を図るとともに、日本学術会議分野別「参照基準」等を活用した国際通用性のあるカリキュラム編成とそれに基づく海外大学等との単位互換等の教育面での国際交流を実施し、柔軟な学期区分等を設定する。【2】
- ③ 学問的動向や社会的ニーズを踏まえて専門分野ごとに人材養成像を明確にし、それぞれに適合した体系的な教育課程の編成を行う。  
教員養成課程では、静岡県内の小学校教員占有率を30%以上とするため、「初等学習開発学専攻」を拠点とする小学校免許プログラムの充実、教員への適性・志向性重視の入試システムの構築等を行う。【3】
- ④ 地域課題解決型の全学横断教育プログラム「地域創造学環」を導入するなど地域の求める人材を育成するとともに、理工系イノベーション人材、グローバル人材等多様な人材育成に取り組むため、社会的ニーズに応える文理融合を含む専門分野を越えた教育プログラムを整備する。【4】
- ⑤ 履修証明制度等を活用した短期プログラムや遠隔授業の導入等ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の活用により、社会人が学びやすい環境を整備する。【5】
- ⑥ カリキュラム全般の見直しの中で、学習意欲を育てる初年次教育を充実させるとともに、学生が主体的に将来設計を構築できるようなキャリアデザイン教育を行う。【6】
- ⑦ 教育の質保証のため、教育成果の検証手法（ポートフォリオ、パフォーマンス評価等）及びGPA（グレード・ポイント・アベレージ）等を活用した学修過程と学修成果の可視化、学修時間の確保に取り組む。【7】
- ⑧ 講義科目において、アクティブ・ラーニング、フィールドワークを取り入れた授業数を倍増するなど、その拡大・充実を図るとともに、ICTの積極的活用を進め、学生の主体的・能動的学習を促進する。【8】

##### <大学院課程>

- ⑨ 人材養成像を明確にし、専門分野及び専門分野を越えた融合領域に主専攻、副専攻制を導入しコースワークを中核とする体系的な教育課程の編成を行う。【9】
- ⑩ 教育学研究科専門職学位課程教育実践高度化専攻（教職大学院）においては、修了生の教員就職率を90%以上とするため、実習と省察を軸とした教育プログラムの充実に加え、学部卒大学院生が現職派遣大学院生等から組織的に学ぶ機会の拡充整備、教職支援室等による教職指導の徹底等、教職キャリアの支援を強化する。

教育学研究科修士課程学校教育研究専攻においては、修了生（現職教員を除く）の教員就職率を80%以上とするため、教職大学院プログラムとの一部融合を通して実践的指導力を育てるとともに、教育学部以外の学部出身者にも小学校教員への就職の道を開くため、「小学校教員免許取得プログラム」の充実を図る。さらに、指導力向上のため、教育委員会の「初任者研修」の一部

を大学院で先取りすることを目指す学校現場体験（学校支援ボランティア、非常勤講師等）とその反省・分析に当たる実践検討会の拡充等を進める。【10】

- ⑪ 「理工系人材育成戦略」を踏まえた広い視野から物事を俯瞰する能力や国際的な舞台で活躍できる能力を持った理工系イノベーション人材等の育成に取り組むため、文理融合を含む専門分野を越えた教育プログラムを整備する。【11】
- ⑫ 大学院教育の国際化を推進するため、英語のみによる学位取得可能な分野を充実・拡大するとともに、海外大学等との単位互換、国際共同教育プログラムの導入・拡大等に取り組むことを通して、国際通用性のあるカリキュラムを整備する。【12】
- ⑬ 大学院再編に伴い、電子工学研究所やグリーン科学技術研究所等と連携し、先端的研究を担う博士人材の育成を強化する。また、学生支援センターを活用して、博士人材の多方面での活躍を支援する。【13】
- ⑭ 修士1年コース等の短期プログラムや遠隔授業の導入等ICTの活用により、社会人が学びやすい環境を整備する。【14】
- ⑮ 教育の質保証に向け、多角的な評価方法による教育成果の検証とGPAを含む評価基準の活用等を通して、学修成果の可視化に取り組む。【15】

## **(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置**

- ① 全学教育基盤機構において、全学的な視点からの入試改革、教育課程の編成、入口から出口までの一貫した学生支援、教育のグローバル化に対応した教育環境づくり等の教育マネジメントを強化し、教学IR（インスティテューショナル・リサーチ）を通して基礎となるデータの収集、分析に取り組む。【16】
- ② 全学教育基盤機構に設けたグローバル企画推進室において、ABPの取組の強化等、全学的な教育の国際化に取り組む。【17】
- ③ 第2期中期目標期間に設けた教員所属組織と教育研究組織を分離した体制の下、学部等の教育研究組織に教員を柔軟に配置することにより、部局単位の縦割教育から、全学的・総合的な観点からの教育実施体制へと移行する。【18】
- ④ 教育力の向上をめざし、FD（ファカルティ・ディベロップメント）とSD（スタッフ・ディベロップメント）を一体的な活動として位置づけ、教職協働で取り組む。【19】
- ⑤ 図書館の充実、学習環境のICT化等、教育効果を高める環境の整備充実を行う。また、ラーニングコモンズを活用したアクティブ・ラーニング等の学習支援を強化する。【20】

## **(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置**

- ① 多様な学生ニーズに対応する学習支援、生活及び課外活動支援を充実するため、学生相談体制の強化、授業料減免・奨学金制度の拡充、課外活動施設や学生寮の環境整備を行う。【21】
- ② 教職員による全学的な学生支援体制を充実するため、第2期中期目標期間に引き続き学部の学生相談員や学生担当職員に対するFD・SD研修を実施する。【22】
- ③ 外国人留学生及び障がい学生へのニーズに対応するため、チューター制の継続、留学生の日本理解のための地域交流会の開催、構内のバリアフリー化の促進、ダイバーシティに対する意識向上を図る授業の開講、障がい学生への相談体制の見直し等を実施する。【23】
- ④ 学生の主体的な就職活動に向け、キャリア形成から就職までの一貫した支援を拡充するため、県内の大学及び企業等と連携したインターンシップ情報発信の仕組み等の就職支援体制を構築し、インターンシップ参加者数の倍増を図る。

さらに、就職カウンセラーの相談体制の見直しや就職支援セミナーの開催等を実施する。【24】

## **(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置**

- ① 学士課程入試については、大学入学希望者学力評価テスト等の導入を踏まえ、個別学力試験において、アドミッション・ポリシーに基づくより多面的・総合的な評価基準を導入する。  
また、新方式の入試導入に向け、全学入試センターにアドミッション・オフィス機能を加えるとともに、データに基づく入試方法、評価方法の改善に当たる専門人材を配置することによって、入試実施体制を強化する。【25】
- ② 大学院課程入試については、アドミッション・ポリシーに基づきそれぞれの分野における専門

的知識を問うと同時に、多様な学修歴の受験生に対応した入試を実施する。【26】

- ③ 秋季入学、社会人入試等の社会的ニーズに基づく特色ある入試を引き続き実施するとともに、拡大を図る。【27】

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ① 多様な知の蓄積を図るため、研究者個人の専門性に基づく自由な発想による基礎研究を推進し、研究成果の発信を拡大する。また、科研費申請支援件数を50件以上に拡大し、教員一人当たりの科研費採択数を引き上げる。【28】
- ② 重点研究分野の国際的学術論文数を前期比10%及び国際共著論文比率を前期比20%増加させるなど、重点研究分野の連携による成果の創出や分野を超えた超領域研究による新領域の開拓に取り組む。また、超領域研究推進本部により定期的な研究成果発表会と国際シンポジウムを継続し、学内外の研究者交流を通して国際的に通用する研究人材を育成する。【29】
- 重点研究分野:ICTをベースにしたリーディング3研究分野
- 光応用・イメージング
  - 環境・エネルギーシステム
  - グリーンバイオ科学
- ③ 社会、経済、教育、文化等に係る基礎的研究を基に、対人援助に資する社会関係資本の基盤強化、学術文化の向上や文化資源の保護・活用、産業振興等に係る課題解決型研究プロジェクトに取り組む、研究成果の発信を拡大する。
- さらに、関連する課題解決型研究プロジェクトを推進するため国際的、包括的に議論する場を設ける。【30】
- ④ 地域の光関連企業と大学等との共同による光創起イノベーション研究拠点では、光の波長・位相・強度について時空を超えて自由に操る革新的研究として、光時空間遠隔制御技術等の研究開発を行う。【31】
- ⑤ 地域課題と地域資源を生かした「地域防災」「山岳科学」等の特色ある自然、社会、文化に関する研究を組織的に実施し、その成果を地域に発信する。【32】
- ⑥ リポジトリへの学術論文の登録を一層促進し、外国語併記等により国際発信を強化する。
- また、産学連携、社会連携による研究シーズ集を発行する。【33】

### (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 重点研究3分野を中心とした組織的研究を推進するため、研究戦略に関する会議やIR体制を整備し、研究IRを含む研究マネジメント機能を強化する。【34】
- ② 重点研究3分野を中心に電子工学研究所、グリーン科学技術研究所及び創造科学技術大学院の連携による国際的プロジェクト研究を推進し、評価の高い学術論文執筆や国際研究組織への参画等、国際的に通用する優れた若手研究者を育成する。【35】
- ③ 高い研究能力を有する若手教員、女性教員及び外国人教員を確保し、研究者の多様性を高めるとともに、これらの教員を重点的に支援することにより、競争力のある研究推進体制を強化する。【36】
- ④ 電子工学研究所、グリーン科学技術研究所の担当教員、研究フェロー及び若手重点研究者等に対し、研究教育に集中させるため、役割分担を明確にする。また、研究力の高い研究者を常に確保するため、研究所の教員を戦略的に見直し、配置する。【37】
- ⑤ 電子工学研究所では、ネットワーク型共同研究拠点として生体医歯工学の共同研究を推進する。また、電子工学研究所、グリーン科学技術研究所及び浜松キャンパス共同利用機器センターの設備の充実を行い、共同利用を拡大させる。【38】

## 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- ① 地方公共団体、金融機関等との包括連携協定に基づく事業を推進し、地域社会が抱える諸課題に取り組む、COC+事業（地（知）の拠点大学による地方創生推進事業）等を通して地域創生に向

けてその成果を還元するとともに、大学の教育研究の活性化につなげる。

地域課題の解決支援に当たっては、企画・実施・評価の各段階において、静岡県及び地域自治体と協働し、地域貢献プロセスを組織化・体系化する。【39】

- ② 産業界との包括連携協定を積極的に活用し、企業等との共同研究、技術移転等を推進するとともに、イノベーション人材の育成を進める。【40】
- ③ 社会・産学連携に係る情報の発信を積極的に行うとともに、大学に対する地域の多様な要望等の把握・反映のための機能を強化し、COC+事業等を通して地域と大学の相互交流を拡充する。【41】
- ④ 地域社会の具体的な課題群を題材とした教育研究活動を拡充し、課題解決のための社会連携の取組を促進するとともに、学生及び地域住民を対象とした教育プログラムを構築する。【42】
- ⑤ 第2期中期目標期間に引き続き、ABPの推進を通して、産業界と連携したグローバル人材教育システム（カリキュラム、インターンシップ、留学生の受入、学生の海外派遣等）を更に充実させ、アジアを中心とした企業の海外展開等を支える人材の育成に取り組む。【43】
- ⑥ 同窓会及び地域コミュニティとの連携を強化し、教育研究活動の成果を地域社会に発信し、地域住民の学び直しの機会を拡充する。また、同窓会や地域住民の知識を学生のキャリアディベロップメントや地域創生に活かす。【44】

#### 4 その他の目標を達成するための措置

##### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

- ① 全学的な教育実施体制の下で、英語のみで修了できるコース等の増設や、国際共同教育プログラムなどの国際的な流動性を高める教育プログラムを導入するに当たり、プログラム調査・整備の支援や海外留学支援（派遣・受入）等、教育のグローバル化に対応した教育環境づくりを推進する。【45】
- ② 【再掲】第2期中期目標期間に引き続き、ABPの推進を通して、産業界と連携したグローバル人材教育システム（カリキュラム、インターンシップ、留学生の受入、学生の海外派遣等）を更に充実させ、アジアを中心とした企業の海外展開等を支える人材の育成に取り組む。【43再掲】
- ③ 学生の海外留学及び外国人留学生に対する情報提供、新たな奨学制度の導入や留学しやすい環境整備等、推進体制を整備・充実させ、年間の海外留学者数を500名に、外国人留学生数を600名に増加させる。【46】
- ④ 海外交流協定大学等とともに形成している国際連携組織を中心に、国際教育研究プロジェクトを推進し、大学のグローバル化に活用する。【47】
- ⑤ グローバル化推進に向けた実施体制を強化するため、海外交流協定校を100校（機関）に増加させるとともに、海外事務所や海外同窓会を増設する。【48】
- ⑥ キャンパス及び地域のグローバル化を推進するため、学生の居住環境の整備や学内外における異文化交流事業等を実施する。【49】

##### (2) 附属学校園に関する目標を達成するための措置

- ① 附属学校園と大学・教育学部及び地域の教育界・産業界等との連携・協力を強化し、先導的・実験的な教育研究を通して、グローバル化、理数教育に対する地域のニーズに基づく人材養成に取り組む。【50】
- ② 附属学校園と大学・教育学部との連携の下で、教育実習及び実践的な教職科目の充実・強化に取り組む、より高い資質を備えた教員養成・研修に貢献する。【51】
- ③ 附属学校園と地域の教育委員会・学校園等との協力の下で、地域の教育のモデル校として、知識の活用、協調学習の推進等の今日的教育課題に対応した取組を行う。【52】

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 学長が指導力を発揮する体制を強化するため、客観的な情報を集約するIR機能を持つ部署を平成28年度に設置するとともに、学長補佐室とIR部署との連携の下、施策の企画・立案・提言等を提供できる仕組みを構築する。【53】

- ② 第2期中期目標期間に大学の業務及び財産状況の調査権限等が強化された監事機能をより実質化するため、情報収集・分析にIR機能を活用する仕組みを整備するとともに、監事の監査結果を大学運営に反映させる仕組みを強化する。【54】
- ③ 全学的な観点から教育研究をより迅速かつ効果的に進める体制を強化するため、教員所属組織と教育研究組織の分離及び全学人事管理委員会の体制の下、教育研究組織の見直し等に対応した全学的・組織的人事を進めるとともに、各教育研究組織への効率的な教員配置を実施する。【55】
- ④ 大学のグローバル化を一層進めるため、外国人教員及び外国の大学等の学位を取得した教員の比率を全教員の13%まで拡大する。また、第2期中期目標期間に引き続き、テニユアトラック制度を活用し、若手研究者を育成する。【56】
- ⑤ 教員養成課程においては、学校現場で指導経験のある教員比率を40%とするため、一部の教員採用公募条件に学校現場における指導経験を付加し、教員人事においては教育上の業績の評価基準等の見直しを行う。【57】
- ⑥ 優秀な教員の人材確保の手段として年俸制等を活用し、運用状況の検証等を通して年俸制教員比率10%を維持する。【58】
- ⑦ 第2期中期目標期間における教職員の個人業務評価の在り方を検証し、教員所属組織と教育研究組織を分離した体制及び年俸制を導入した体制に対応した改善を行う。【59】
- ⑧ 女性教員採用加速システム（人件費支援等）を活用して女性教員比率16%以上とする。  
また、役員は1名以上、管理職は13%以上の女性を登用する。【60】
- ⑨ 男女共同参画憲章に基づく行動計画により、セミナー、シンポジウム、研修、ホームページの充実やニュースレター発行等を通し、第2期中期目標期間に引き続き啓発を行う。【61】
- ⑩ 支援的職場環境を醸成するため、各種制度の充実に取り組みるとともに、性別に関わりなく支援制度の利用を拡大する。【62】

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ① 第3期中期目標期間前半を目途に、広い視野から物事を俯瞰する能力や国際的な舞台で活躍できるグローバル化対応能力を持った人材や、幅広い見識と実践力を持ち地域における課題解決に貢献できる人材を育成するため、学士課程－修士課程－博士課程の接続性を踏まえた、人文社会系・教員養成系を含む大学院教育の見直し・改編を行う。【63】
- ② 社会の人材育成のニーズに応えるため、学士課程の再編成（教育学部新課程の廃止及び情報学部、農学部における新学科設置・学科再編、学部横断教育プログラム「地域創造学環」学生募集開始等）やカリキュラムの再構築を行い、体系的な教育体制を確立する。  
さらに、社会的必要性に対する不断の検証を行い、定員規模等の見直しを含めた組織改革に取り組む。【64】
- ③ 単独での募集を停止した法科大学院については、在学生に対する万全の教育・支援体制を維持するとともに、地域における法曹養成や法務関連のニーズを踏まえ、これまで培ってきた教育研究機能を活かした新たな教育研究拠点の設置等を行う。【65】

## 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ① 新たな教育研究組織の見直し及び経営力強化、地域連携、学生支援等に係る諸要請に対応するため、業務量や業務内容等に適した職員を配置するなど、効率的な体制を整備する。【66】
- ② 複雑化・高度化・グローバル化する業務の遂行に対応できる人材を確保・育成するため、職員の採用方法、処遇の検討及び職員研修を充実するなど、人事システムの見直しを行う。【67】

## Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ① 寄附金、施設貸付料等をはじめとする自己収入確保のためのアクションプランを策定・実施する。【68】
- ② 第2期中期目標期間に引き続き、科研費をはじめとする競争的研究資金の継続的な獲得に向け

て、競争的資金獲得支援、科研費申請支援を実施する。【69】

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ① 第2期中期目標期間に引き続き、経費の抑制意識の向上を図るため、財務状況及び執行状況を部局等へ情報提供するとともに、財務運営に関するファイナンシャルプランを策定し、経費の抑制、経営資源の有効活用を進める。【70】

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 保有資産について、有効活用を推進するため、毎年度利用計画を策定し、利用状況を検証する。【71】

# IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ① 教育研究、社会連携、大学運営に関するデータを集約するIR機能を持った部署を平成28年度に設置し、各種評価のためのデータ収集・蓄積・分析の効率化を図る。【72】
- ② 第2期中期目標期間の評価システムの検証・改善を行い、第3期中期目標期間の自己点検・評価及び外部評価の計画に基づき実施する。【73】
- ③ 教育研究等の諸活動に関する自己点検・評価及び第三者による評価結果を分析し、改善措置を講ずるとともに、評価結果、改善計画、改善状況を大学Webサイト等を活用して公開する。【74】

## 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ① 情報発信において、常に広報戦略を見直し、大学Webサイトの充実を図るとともに、動画共有サービスを含めたSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用及び地域マスメディアによる大学の教育研究活動の発信等、総合的かつ時宜を捉えた多角的な広報活動を行う。【75】
- ② 大学ポータルや大学Webサイト等を通して教育研究等の情報を恒常的に発信し、社会とステークホルダーに対する説明責任を積極的に果たす。【76】
- ③ 大学Webサイトにおいて在学生、卒業生、同窓会及び国際化を意識したコンテンツを充実させるとともに、日本語、英語、スマートフォン対応等のサイトに適した情報を分かりやすく提供する。【77】

# V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

## 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ① 資産の有効活用を実施し、施設マネジメントを行う中で、大学の目標や戦略を踏まえた施設整備計画、維持保全計画・修繕計画を定めた「キャンパスマスタープラン」に基づき、学生支援・バリアフリー対策・老朽対策・屋外環境整備・省エネルギー及び基幹整備等を行う。【78】

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ① 様々なリスクや危機に対する点検を行い、情報共有の充実を図るとともに、予防のための事前周知や発生した場合の対策の構築等、取組を強化する。【79】
- ② 各種リスクに対し構築済みの危機管理体制並びに事象発生時に取った対応と再発防止対策について、全学的な視点から検証し改善を促す仕組みを強化する。【80】
- ③ 現在運用している薬品管理システムを有効に活用し、化学物質の安全管理や化学物質取扱者の健康管理に活かすとともに、高圧ガスボンベの登録管理を行うなど、安全管理体制の整備を行う。【81】

## 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

- ① 研究費の不正使用を防止するため、教職員及び競争的資金等の運営・管理に関わる学生に、研修会の実施、諸規則の周知を図るとともに、会計監査を行う。【82】
- ② 研究における不正行為を防止するため、教職員及び学生に対し、研究倫理に関するWeb研修等

を実施する。【83】

- ③ 不正アクセス等に対応する情報セキュリティ対策を引き続き実施するとともに、Web研修、セミナーの開催等、情報セキュリティに関する教育等を行う。

また、保有個人情報を取り扱う業務に従事する者に対する教育研修を実施し、個人情報の保護に関する取組を強化する。【84】

## VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2,352,933 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

静岡大学大谷団地外周部飛び地の一部（静岡市駿河区大谷字鞭打ヶ谷5651番 63.55㎡）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

該当なし

## IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、
- ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
小規模改修	総額 799	(独)大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金(336)
講義棟		施設整備費補助金(463)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

### 2. 人事に関する計画

- 教員人事について

(1) 雇用方針

- ① 公募制を基本とし、かつ、任期制の活用により、教育・研究等の遂行にふさわしい人材を雇用する。
- ② 女性教員の採用を推進し、教員における女性の比率を高める。

(2) 人材育成方針

- ① 若手研究者を育成するため、テニユアトラック制度を活用する。
- ② 教員の教育力を向上させるため、FD/SD活動を推進する。
- ③ 行動規範に基づく健全かつ適正な教育・研究を遂行するための研修会等を実施し、モラルの向上に努める。

(3) 人事評価

- ① 教員の人事評価を処遇に反映するシステムを充実・整備する。

○ 事務系職員について

(1) 雇用方針

- ① 東海・北陸地区国立大学法人等職員採用試験による採用を原則とするが、専門性の高い職種等については、大学独自の柔軟な採用を行う。

(2) 人材育成方針

- ① SD活動等を通じ、職員の専門的能力や総合的能力の向上に努める。
- ② 職務内容に応じ、柔軟な在任期間を設定することで職員の総合的能力や専門的能力の向上に努める。

(3) 人事評価

- ① 職員の人事評価を処遇に反映するシステムを充実・整備する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 70,506百万円

### 3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI 事業)

該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

財源	年度						中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
	H28	H29	H30	H31	H32	H33			
長期借入金償還金 (民間金融機関)	0	0	29	29	29	29	117	566	683

(注) 端数処理を行っているため、合計欄が合わないことがある。  
金額については見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

該当なし

### 4. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
  - ① 教育、研究に係る業務及びその附帯業務

別表（収容定員）

学部	人文社会科学部	1,810 人
	教育学部	1,200 人
	情報学部	980 人
	理学部	960 人
	工学部	2,200 人
	農学部	760 人
研究科等	人文社会科学研究科	72 人 (うち修士課程 72 人)
	教育学研究科	156 人 〔うち修士課程 104人 専門職学位課程40人 博士課程 12人〕
	総合科学技術研究科	958 人 (うち修士課程 958人)
	自然科学系教育部	150 人 (うち博士課程 150人)
	法務研究科	0 人 (うち専門職学位課程 0人)

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 28 年度～平成 33 年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	55,597
施設整備費補助金	463
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	336
自己収入	38,094
授業料及び入学料検定料収入	36,982
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	1,112
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	7,736
長期借入金収入	0
計	102,226
支出	
業務費	93,691
教育研究経費	93,691
診療経費	0
施設整備費	799
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	7,736
長期借入金償還金	0
計	102,226

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 70,506 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成 29 年度以降は平成 28 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人静岡大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の金額にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度

におけるD (y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ・ 学長裁量経費。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔基幹運営費交付金対象収入〕

④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成28年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）

⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成28年度予算額を基準とし、第3期中期目標期間中は同額。

II 〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) D(y) = D(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) E(y) = \{E(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \\ + U(y)$$

$$(3) F(y) = F(y)$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

D (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

E (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

F (y) : 機能強化経費 (③) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G (y) : 基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 教育等施設基盤調整額。

施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

---

H (y) : 特殊要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

#### 【諸係数】

$\alpha$  (アルファ) : 機能強化促進係数。△0.9%とする。

第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

$\beta$  (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいと見られるため、平成28年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「教育等施設基盤調整額」及び「一般診療経費調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成29年度以降は、平成28年度と同額として試算している。

## 2. 収支計画

### 平成 28 年度～平成 33 年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	102,508
経常費用	102,508
業務費	95,010
教育研究経費	13,756
診療経費	0
受託研究経費等	6,273
役員人件費	1,775
教員人件費	53,519
職員人件費	19,687
一般管理費	2,766
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	4,732
臨時損失	0
収益の部	102,508
経常収益	102,508
運営費交付金収益	54,000
授業料収益	29,715
入学金収益	4,408
検定料収益	938
附属病院収益	0
受託研究等収益	6,273
寄附金収益	1,330
財務収益	0
雑益	1,112
資産見返負債戻入	4,732
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

### 3. 資金計画

#### 平成 28 年度～平成 33 年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	102,363
業務活動による支出	97,776
投資活動による支出	4,450
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	137
資金収入	102,363
業務活動による収入	101,427
運営費交付金による収入	55,597
授業料及び入学金検定料による収入	36,982
附属病院収入	0
受託研究等収入	6,273
寄附金収入	1,463
その他の収入	1,112
投資活動による収入	799
施設費による収入	799
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	137

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。